

工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件新旧対照表
 ○昭和六十年郵政省告示第二百二十六号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第十号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施方法について、次のように定める。</p> <p>一 実施者の心得 試験は、厳格かつ公正に実施しなければならない。</p> <p>二 受験資格 試験を受けることができる者は、その養成課程の認定に係る所定の授業科目の授業を修了した者とする。</p> <p>三 試験の方法</p> <p>1 面接授業の場合の試験について</p> <p>(一) 試験は、授業科目別に行うこと。なお、工事担任者規則第二十五条第五号の規定により総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認められた場合であつて、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該授業科目については試験を行わないものとする。</p> <p>(二) 試験は筆記により行うこと。</p> <p>(三) 試験時間は、一科目一時間とすること。ただし、A I・D D総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、二時間とする。</p> <p>(四) 試験の問題は、内容が明確であり、かつ、試験時間に照らし妥当なものであること。また、問題相互間の内容の重複がなく、かつ、調和のとれたものであること。</p> <p>(五) 試験の問題数は、別表第一号から別表第三号までに掲げるところに</p>	<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第九号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施について、次のように定める。</p> <p>一 実施者の心得 (略)</p> <p>二 受験資格 試験を受けることができる者は、その養成課程の認定に係る授業科目及び授業時間の授業を受けた者とする。</p> <p>三 試験の方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 工事担任者規則第二十五条第七号に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、前二号の規定によらないことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

ものこと。

(六) 試験は、科目ごとにその満点を百点とし、問題ごとにその配点をなるべく均等にすること。

2 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合の試験について

試験は、前号(一)及び(四)から(六)までに規定するもののほか、次の各号に規定するものであること。

(一) 本人確認を特に厳格に行うものであること。

(二) 試験の実施に当たっては、受験者間に十分な間隔を設けるとともに、隣接する受験者との間に仕切を設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。

(三) 受験に用いるコンピュータその他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

(四) 受験に用いる電子機器の故障対応、電子機器の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

(五) 試験時間は、一科目四十分とすること。ただし、A I・D D総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、八十分とする。

(六) 試験のたびにすべての問題が新たに作成される場合を除いては、既に実施された試験問題から出題される試験問題が特定されることのないよう、以下の措置が講じられるものであること。

ア 受験者が試験問題を持ち帰ることができないこと。

イ 別表第一号から別表第三号までにおいて定める試験問題の数を相当数上回る試験問題を予め用意するとともに、ソフトウェアによる試験問題の無作為選択及び出題順序の並び替えが行われるものであること。

四 合格の基準 科目別の試験の合格点は、六十点以上とする。

別表第一号 電気通信技術の基礎

(表略)

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論

(表略)

別表第三号 端末設備の接続に関する法規

(表略)

四 合格の基準 (略)

別表第一号 電気通信技術の基礎

(表略)

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論

(表略)

別表第三号 端末設備の接続に関する法規

(表略)